

岩手県告示第384号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、その旨公告する。

令和3年5月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 都市計画の種類 都市施設（道路）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - （1） 一関市東山町松川字滝ノ沢から長坂字東本町まで（別紙図面のとおりに。）
  - （2） 一関市東山町松川字館から字岩ノ下まで（別紙図面のとおりに。）
  - （3） 一関市東山町長坂字羽根堀から字東本町まで（別紙図面のとおりに。）
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧の期間及び場所
  - （1） 期間 令和3年5月11日から同月25日まで
  - （2） 場所 岩手県県土整備部都市計画課並びに県南広域振興局土木部一関土木センター及び千厩土木センター並びに一関市役所

備考 「別紙図面」は、省略し、都市計画の案の縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。